

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大磯町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎